# No.1

令和2年3月

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

# 目 次

議案第	2号	戸田市監査委員条例及び戸田市水道事業及び下水道事業 の設置等に関する条例の一部を改正する条例························1頁
議案第	3号	戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例の一部を 改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2頁
議案第	4号	戸田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例3 頁
議案第	5号	戸田市都市景観条例の一部を改正する条例4頁
議案第	6号	戸田市営住宅条例の一部を改正する条例10頁
議案第	7号	戸田市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正 する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議案第	8号	戸田都市計画事業新曽第一土地区画整理事業施行規程 及び戸田都市計画事業新曽第二土地区画整理事業施行 規程の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議案第	9号	戸田市立市民医療センター使用料、手数料等条例の一部 を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議案第1	0号	戸田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する   条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議案第1	1号	戸田市立少年自然の家条例を廃止する条例17頁
議案第1	2号	戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事(I・Ⅱ期) 請負変更契約について
議案第1	3号	喜沢南保育園改築工事請負変更契約について19頁
議案第1	4号	財産の取得について20頁

議案第15号	訴訟上の和解について	2 2	頁
議案第16号	令和元年度戸田市一般会計補正予算(第8号)	別冊 No.	. 2
議案第17号	令和元年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)·····	別冊 No.	. 2
議案第18号	令和元年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算 (第2号)	別冊 No.	. 2
議案第19号	令和元年度戸田市海外留学奨学事業特別会計補正予算 (第1号) ····································	別冊 No.	2
議案第20号	令和元年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	別冊 No.	2
議案第21号	令和元年度戸田市介護保険特別会計補正予算(第4号)	別冊 No.	2
議案第22号	令和元年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	別冊 No.	2
議案第23号	令和元年度戸田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)······	別冊 No.	2
議案第24号	令和元年度戸田市在宅介護支援事業特別会計補正予算(第2号)	別冊 No.	2
議案第25号	令和2年度戸田市一般会計予算	別冊 No.	3
議案第26号	令和2年度戸田市国民健康保険特別会計予算	別冊 No.	4
議案第27号	令和2年度戸田市市民医療センター特別会計予算	別冊 No.	4
議案第28号	令和2年度戸田市交通災害共済事業特別会計予算	別冊 No.	4
議案第29号	令和2年度戸田市海外留学奨学事業特別会計予算	別冊 No.	4

議案第30号	令和2年度戸田市火災共済事業特別会計予算	別冊 No.	4
議案第31号	令和2年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計予算	別冊 No.	4
議案第32号	令和2年度戸田市介護保険特別会計予算	別冊 No.	4
議案第33号	令和 2 年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計 予算······	別冊 No.	4
議案第34号	令和2年度戸田市後期高齢者医療特別会計予算	別冊 No.	4
議案第35号	令和2年度戸田市在宅介護支援事業特別会計予算	別冊 No.	4
議案第36号	令和2年度戸田市水道事業会計予算	別冊 No.	6
議案第37号	令和2年度戸田市下水道事業会計予算	別冊 No.	6

#### 議案第2号

戸田市監査委員条例及び戸田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(戸田市監査委員条例の一部改正)

第1条 戸田市監査委員条例(昭和51年条例第25号)の一部を次のように 改正する。

第5条中「、第7項及び」を「及び第7項並びに」に改める。

第6条中「、第7項」を「及び第7項」に、「及び」を「並びに」に、「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

(戸田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 戸田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条 例第46号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中第5条の改正規定及び第6条の改正規定(「、第7項」を「及び第7項」に、「及び」を「並びに」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

令和2年2月19日提出

#### 議案第3号

戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例の一部を改正する条例 戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例(平成19年条例第25号)の 一部を次のように改正する。

第12条中「第7条から第9条までの規定に違反している」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 第7条から第9条までの規定に違反している者
- (2) 第10条第3項の規定に違反している者

第13条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

(罰則)

第16条 第13条の規定による命令に違反した者(第12条第2号に該当する者に限る。)は、1万円以下の過料を科する。

第12条の次に次の2条を加える。

(命令)

第13条 市長は、前条の指導又は勧告に従わない者に対し、是正に必要な措置をとることを命ずることができる。

(適用除外)

第14条 前条の規定による命令については、戸田市行政手続条例(平成10 年条例第27号)第3章の規定は適用しない。

附則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

令和2年2月19日提出

#### 議案第4号

戸田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

戸田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「又は」を「若しくは」に改め、「もの」の次に「又は本市において放課後児童健全育成事業に従事した日から起算して2年を経過する日までの間に当該研修の修了を予定しているもの」を加える。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月19日提出

#### 議案第5号

戸田市都市景観条例の一部を改正する条例

戸田市都市景観条例(平成13年条例第40号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第10条」を「一第11条」に、「第11条一第16条」を「第12条一第18条」に、「第17条一第20条」を「第19条一第22条」に、「第21条」を「第23条」に、「第22条一第24条」を「第24条・第25条」に、「第25条一第28条」を「第26条一第29条」に、「第29条一第33条」を「第30条一第35条」に、「第34条一第38条」を「第36条一第40条」に、「第39条・第40条」を「第41条・第42条」に、

第8章 都市景観アドバイザー (第41条)

]

を

Γ

Γ

第8章 景観協定(第43条)

第9章 都市景観アドバイザー (第44条)

に、「第9章」を「第10章」に、「第42条―第44条」を「第45条―第47条」に、「第10章」を「第11章」に、「第45条」を「第48条」に改める。

第2条第1項第2号中「広告物」を「広告塔及び広告板」に、「及び」を「並びに」に改め、同項第3号中「。以下「都計法」という。」を削る。

第3条第2項中「はぐくみ」を「育み」に改め、同条第4項中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第1項中「を策定又は変更し」を「の策定又は変更(規則で定める軽微な変更を除く。次項において同じ。)をし」に、「前に、」の次に「第45条の規定により設置された」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、戸田市景観計画の策定又は変更をしようとするときは、市民に意 見を求めるものとする。

第9条第3項を削る。

第45条を第48条とする。

第10章を第11章とする。

第9章中第44条を第47条とし、第43条を第46条とし、第42条を第 45条とする。

- 第9章を第10章とする。
- 第8章中第41条を第44条とする。
- 第8章を第9章とし、第7章の次に次の1章を加える。

第8章 景観協定

(景観協定の認可)

- 第43条 市長は、法第83条第1項の規定により景観協定を認可しようとするときは、あらかじめ戸田市都市景観審議会の意見を聴くことができる。
- 2 前項の規定は、法第84条第1項の規定による景観協定の変更の認可及び 法第90条第2項の規定による一の所有者による景観協定の認可について準 用する。

第40条第1項中「第25条又は第36条」を「第26条又は第38条」に 改め、第7章中同条を第42条とする。

- 第39条を第41条とする。
- 第6章中第38条を第40条とする。
- 第37条中「届出し」を「届け出」に改め、同条を第39条とし、第34条から第36条までを2条ずつ繰り下げる。

第5章第4節中第33条を第35条とし、同条の前に次の1条を加える。 (完了等届)

- 第34条 第30条第1項若しくは第3項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知をした者は、当該届出又は通知に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を市長に届け出なければならない。当該届出又は通知に係る行為を中止したときも同様とする。
- 2 指定地区における第30条第1項第1号に掲げる行為について、第18条 の規定による届出をしたときは、前項の規定による届出をしたものとみなす。 第32条を第33条とする。
- 第31条第1項中「第29条第1項」を「第30条第1項」に改め、同条を 第32条とする。

第30条中「行為が、当該指定地区において定められた景観づくり推進計画等に適合しないものである」を「行為について、景観形成を推進するために必

要である」に、「当該景観づくり推進計画等」を「当該指定地区の景観づくり推進計画等」に改め、同条を第31条とする。

第29条第1項中「景観づくり推進計画等が定められている地区に限る。」を 削り、「4週間」を「30日」に、「届出し」を「届け出」に改め、同条第3項 中「届出し」を「届け出」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、軽微な変更については、この限りでない。

第29条第4項中「第1項」の次に「及び第3項」を加え、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

- 4 指定地区における第1項第1号に掲げる行為について、法第16条第1項 又は第2項の規定による届出をしたときは、第1項又は前項の規定による届 出をしたものとみなす。
- 5 第1項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、同項の規定による届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の規定による届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。当該届出を要する行為の内容を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 指定地区における第1項第1号に掲げる行為について、法第16条第5項 後段の規定による通知(当該通知を要する行為の内容を変更しようとすると きの通知を含む。)をしたときは、前項後段の規定による通知をしたものとみ なす。

第29条を第30条とする。

第28条中「景観形成の目標並びに」を削り、第5章第3節中同条を第29 条とする。

第27条第1項中「景観形成の目標並びに」を削り、同条を第28条とする。

第26条第1項中「景観形成の目標並びに」を削り、同条第2項中「第23条第2項」を「第24条第2項」に改め、同条第3項中「景観形成の目標並びに」を削り、同条を第27条とする。

第25条を第26条とする。

第24条第1項中「景観形成の目標並びに」を削り、同条第2項中「第22条第2項から第6項まで」を「前条第3項から第8項まで」に改め、「及び景観形成の目標の変更について、同条第2項から第6項まで及び前条第3項の規定は、前項の」を「又は」に改め、第5章第2節中同条を第25条とする。

第23条を削る。

第22条の見出し中「指定」の次に「及び景観づくり推進計画の策定」を加え、同条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、当該地区の景観形成の目標、方針及び基準(以下「景観づくり推進計画」という。)を定めなければならない。

第22条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項」を「第5項」に 改め、同項を同条第7項とし、同条中第4項を第6項とし、第3項を第5項と し、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「景観形成の目標」を「景観づくり 推進計画」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加え る。

- 2 前項後段の基準には、次に掲げる事項のうち当該地区の景観形成に必要な ものを定めるものとする。
  - (1) 建築物又は工作物の規模、形態、意匠及び敷地内における位置に関する 事項
  - (2) 屋外広告物の位置、形態、面積、意匠その他表示方法に関する事項
  - (3) その他市長が必要と認める事項
- 3 市長は、景観づくり推進計画を定めるに当たっては、説明会その他の方法 により関係住民の意見を聴かなければならない。
  - 第22条を第24条とする。
  - 第5章第1節中第21条を第23条とする。

第4章中第20条を第22条とし、第17条から第19条までを2条ずつ繰り下げる。

第16条中「又は第2項」を削り、「届出をした者が」を「届出又は同条第5項後段の規定による通知をした者は」に改め、「当該届出」の次に「又は通知」を加え、「を完了した」を「が完了した」に改め、第3章中同条を第18条とする。

第15条を第17条とし、第14条を第16条とし、第13条を第15条と し、同条の前に次の1条を加える。

(事前協議)

第14条 法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長と協議をしなければならない。

- 2 市長は、前項の協議を行うときは、第44条に規定する戸田市都市景観ア ドバイザーの意見を聴くものとする。
- 3 市長は、景観形成を推進するために必要があると認めるときは、当該協議 をした者に対し、必要な配慮を行うよう求めることができる。
- 4 市長は、景観形成を推進するために必要があると認めるときは、第2項の 規定により聴取した意見を公表することができる。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条中「景観計画」を「規定により戸田市景観計画」に改め、第2章中 同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(計画提案をすることができる団体)

第10条 法第11条第2項の条例で定める団体は、第26条の規定により認 定された景観づくり協議会とする。

別表中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に、「敷地面積」を「開発区域(戸田市宅地開発事業等指導条例(平成28年条例第22号)第2条第7項に規定する区域をいう。)の面積」に改め、「(5) 都計法第29条に規定する開発許可を受けた区域において、一の事業者が同時期に建築する一団の建築物」を削り、同表に次のように加える。

3 法第16条第1項第3号に規定する行為

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の戸田市都市景観条例(以下「新条例」という。)第 30条第1項に規定する当該行為に係る規則で定める法令上の手続を行う日 (法令上の手続を要しない行為にあっては、当該行為に着手する日)が、令 和2年7月29日又は同月30日である場合の同項の規定による届出の期限 は、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(戸田市屋外広告物条例の一部改正)

3 戸田市屋外広告物条例(平成25年条例第39号)の一部を次のように改 正する。

第10条第2項中「第42条」を「第45条」に改める。

(準備行為)

- 4 新条例第14条の規定による協議及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、同条の例により行うことができる。
- 5 前項の規定により行われた協議は、施行日において新条例第14条の規定により行われた協議とみなす。

令和2年2月19日提出

#### 議案第6号

戸田市営住宅条例の一部を改正する条例

戸田市営住宅条例(平成9年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「市営住宅及び共同施設」を「市営住宅等」に改める。

第4条第1項中「の各号」を削る。

第19条第3項中「減額又は」を「減額し、又は」に改める。

第20条第2項中「の各号の一」を「各号」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の弁済に充てることを請求することができない。
  - 第20条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。
- 4 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。 ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は 損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

第22条第1項中「次条第1項第4号に掲げる費用」を「市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるもの」に改め、同条第2項中「に掲げる」を「の」に改める。

第23条第1項第4号を次のように改める。

(4) 前条第1項において市が負担することとされているもの以外の市営住 宅等の修繕に要する費用

第24条中「市営住宅又は共同施設」を「市営住宅等」に改め、同条に次の 1項を加える。

2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅等が滅失し、又は毀損した ときは、入居者が原型に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければなら ない。

第29条の見出し中「、増築」を「又は増築」に改める。

第30条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第3号中「市営住宅又は共同施設」を「市営住宅等」に、「き損した」を「毀損した」に改め、同条第3項中「年5パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

第31条に次の1項を加える。

- 4 入居者は、第1項及び第2項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、当該意見の内容を審査し、必要があれば、当該認定を更正するものとする。
  - 第34条第4項中「一に」を「いずれかに」に改める。
  - 第35条第1項中「明け渡し」を「明渡し」に改める。
  - 第36条中「市営住宅」を「、市営住宅」に改める。
  - 第44条第2項中「前項」を「、前項」に改める。
  - 第50条中「一に」を「いずれかに」に改める。
- 第52条第4号中「第30条第1項第1号から第5号まで」を「第30条第 1項第1号から第6号まで」に改める。
  - 第59条中「一に」を「いずれかに」に改める。
- 第60条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第3号中「き損した」を「毀損した」に改める。
  - 第62条第2項中「破損した」を「毀損した」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条、第4条及び第19条の改正規定、第20条の改正規定(「の各号の一」を「各号」に改める部分に限る。)、第22条第2項の改正規定、第24条の改正規定(「市営住宅又は共同施設」を「市営住宅等」に改める部分に限る。)並びに第29条、第30条第1項、第31条、第34条から第36条まで、第44条、第50条、第52条、第59条、第60条及び第62条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和2年2月19日提出

#### 議案第7号

戸田市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例 戸田市建築基準法等関係事務手数料条例(平成12年条例第12号)の一部 を次のように改正する。

別表第3第1項中

Γ

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 10,000円

J

を「

(ア) 床面積の合計(建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。(2)ウにおいて「基準」という。) I の第2の2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については、共同住宅の共用

部分の床面積を除く。(イ)及び第2項(1)ウにおいて同じ。)が

300平方メートル以内のもの 10,000円

に改め、共同住宅の次に「(基準 I の第 2 の 2 の 2 の 3 (2) 口の規定により設計 一次エネルギー消費量を算定した共同住宅を除く。第 2 項 (2) ウにおいて同じ。)」を加える。

別表第4第1項中

Γ

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 23,000円

を 「

> (ア) 床面積の合計(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において 「省令」という。)第4条第3項第2号の規定により設計一次エネ

ルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。(イ)、(2)イ、第2項(1)イ及び(2)イ並びに第5項(1)イ、(2)イ及び(3)イにおいて同じ。) が300平方メートル未満のもの11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 23,000円

に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。)」を「省令」に改め、同表第5項中「第1条第1項第2号イ(2)及び口(2)」を「第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びに口(2)及び(3)」に、

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円

を「

Γ

(ア) 床面積の合計(省令第1条第1項第2号イ(3)及び口(3)の規定により基準への適合を確認した建築物については、共用部分の床面積を除く。(イ)において同じ。)が300平方メートル未満のもの38,000円

に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月19日提出

#### 議案第8号

戸田都市計画事業新曽第一土地区画整理事業施行規程及び戸田都市計画事業新曽第二土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

(戸田都市計画事業新曽第一土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第1条 戸田都市計画事業新曽第一土地区画整理事業施行規程(平成7年条例 第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「第1条の規定による」を「に基づく」に改める。

第8条中「環境等」を「環境」に改める。

第26条第2項中「利子」の次に「の利率」を加え、「年6パーセント」を「、法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

(戸田都市計画事業新曽第二土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第2条 戸田都市計画事業新曽第二土地区画整理事業施行規程(平成15年条 例第26号)の一部を次のように改正する。

第8条中「環境等」を「環境」に改める。

第26条第2項中「利子」の次に「の利率」を加え、「年6パーセント」を「、法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中第6条第3号及び第8条の改正規定並びに第2条中第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和2年2月19日提出

#### 議案第9号

戸田市立市民医療センター使用料、手数料等条例の一部を改正する条例 戸田市立市民医療センター使用料、手数料等条例(昭和46年条例第37号) の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「前項」を「、前項」に改める。

第5条中「のぞき施設」を「除き、施設」に、「つど」を「都度」に改める。 別表第2の1の項中「1,100」を「2,200」に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項及び第 5条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和2年2月19日提出

#### 議案第10号

戸田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

戸田市固定資産評価審査委員会条例(昭和37年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項 を第4項とする。

第13条中「市職員旅費支給条例」を「戸田市職員等の旅費に関する条例(昭和49年条例第16号)」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月19日提出

#### 議案第11号

戸田市立少年自然の家条例を廃止する条例 戸田市立少年自然の家条例(昭和49年条例第54号)は、廃止する。 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年2月19日提出

#### 議案第12号

戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事(I・Ⅱ期)請負変更契約について

戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事(I・Ⅱ期)請負変更契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第9号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工事名 戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事(I・Ⅱ期)
- 2 場 所 戸田市下戸田一丁目3番3外
- 3 工事内容 戸田東小学校・戸田東中学校改築等に伴う工事
- 4 金額変更前金5,678,640,000円変更後金5,764,164,233円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金429,311,808円)
- 5 工 期 令和2年12月25日まで
- 6 契約者 川口市本町四丁目11番6号 川口土木建築工業株式会社 代表取締役 古 川 元 一

令和2年2月19日提出

#### 議案第13号

喜沢南保育園改築工事請負変更契約について

喜沢南保育園改築工事請負変更契約をするについて、議会の議決に付すべき 契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第9号)第2条の 規定により、議会の議決を求める。

記

1 工事名 喜沢南保育園改築工事

2 場 所 戸田市喜沢南二丁目3177番3外

3 工事内容 喜沢南保育園改築に伴う工事

4 金 額 変更前 金549,277,200円

変更後 金561,850,200円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金41,830,200円)

5 工 期 令和3年1月29日まで

6 契約者 戸田市美女木一丁目12番地の5

ニッケン建設株式会社

代表取締役 蓮 見 利 之

令和2年2月19日提出

#### 議案第14号

財産の取得について

小学校教師用指導書として、下記のとおり財産を取得するものとする。よって、 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年 条例第9号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 取得財産名 小学校教師用指導書

2 納入場所 市指定場所

3 仕様内容 小学校教師用指導書 1,538組

4 金 額 金35,106,170円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金3,191,470円)

5 納入期限 令和2年4月8日

6 契約 者 さいたま市浦和区仲町二丁目3番20号

株式会社須原屋

代表取締役 高野 隆

7 契約方法 随意契約令和2年2月19日提出

## 議案第14号参考

小学校教師用指導書概要

## 1 概要

学習指導要領の改訂に伴い、令和2年度から市内小学校において新しい 教科用図書を使用するため、教師用指導書の購入を行うものである。

#### 2 仕様

教科別内訳

(金額は、消費税及び地方消費税の額を含む。単位円)

教科等	組数	金額
国語	272	7,480,000
書写	1 0	344,300
社会	227	2,923,800
地図	1 0	143,000
算数	3 3 4	7,531,590
理科	182	4,241,600
生活	9 9	1,742,400
音楽	173	3,774,980
図工	6 0	1,980,000
家庭	2 0	528,000
保健	4 0	968,000
英語	5 1	1,666,500
道徳	6 0	1,782,000
合計	1,538	35,106,170

#### 議案第15号

訴訟上の和解について

次のとおり和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。

1 事件名

(略)

2 当事者

原告(略)

被 告 戸田市

- 3 和解内容
  - (1) 被告は、原告に対し、和解金として、1億4300万円の支払義務があることを認める。
  - (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和2年4月10日限り、原告が 指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告 の負担とする。
  - (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
  - (4) 原告と被告は、原告と被告の間には、本件に関し、本和解内容に定めるもののほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。
  - (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

#### 4 和解理由

原告が裁判所からの和解案に応じたため、原告と被告の間の紛争を早期に 解決すべく、和解しようとするものである。

令和2年2月19日提出